第十九条の十一の二第七項を同条第三項とする。

第十九条の十一の三第一項を次のように改める。

施行令第二十六条の二十八の五第九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九条の十一の三第二項中「で同項に規定する設備に該当するものであることを証する書類として」を「に該当するものであることにつき」に、「ものを確定申告書に添付すること」を「書類と」に、「設備と」を「ものと」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第六項各号」を「前条第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項第二号中「その者の」を削り、「第四十一条の三の二第二項」の下に「又は第四十一条の十九の三第一項第二号」を加え、「、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費」を削り、「前項に規定する者の作成する」を「第一項若しくは第二項又は第十八条の二十三の二第一項に規定する」に、「法第四十一条の十九の三第一項第一号イ又は第二号イ」を「当該特定改修工事をした家屋である旨、法第四十一条の十九の三第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロ」に改め、「、施行令第二十六条の二十八の五第三項又は第七項に規定する合計額」を削り、同項第三号中「その者の」及び「当該特定改修工事をした」を「当該」に改め、同項第四号中「第十八条の二十三の二第十二項第四号」を「第十八条の二十三の二第十一項第四号」に改め、同項を同条第六項とする。

第十九条の十一の四第一項中「第十八条の二十一第十三項第一号」を「第十八条の二十一第十二項第一号」に改め、同条第二項第一号中「その者の第十八条の二十一第十三項第二号」を「第十八条の二十一第十二項第二号」に改め、同項第二号中「第十八条の二十一第十三項第一号」を「第十八条の二十一第十二項第一号」に改める。

第十九条の十五の見出しを「（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）」に改め、同条第二項第二号中「。）が」を「。）又は同項に規定する証券貸借取引（以下この条において「証券貸借取引」という。）が」に改め、同項第三号中「受ける法第四十二条の二第一項」を「受ける同項」に改め、同項第五号中「第二十七条の二第五項」を「第二十七条の二第八項」に改め、同項第六号中「が当該」を「又は証券貸借取引が」に改め、同条第三項中「第二十七条の二第八項」を「第二十七条の二第十一項」に改め、同条第五項中「の属する」を「を含む」に改め、同条第七項第三号中「債券現先取引」の下に「又は証券貸借取引」を加え、同項第四号中「単価」の下に「又は証券貸借取引における貸付け若しくは借入れに係る有価証券の銘柄、数量及び当該証券貸借取引の約定をした日における価額並びに担保とされる現金の額並びに有価証券の銘柄、数量及び同日における価額」を加え、同項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「売戻しの日」の下に「又は証券貸借取引に係る有価証券の貸付け若しくは借入れの日及び当該有価証券の返還を受け、若しくは返還をする日」を加え、同条第八項中「第二十七条の二第十一項」を「第二十七条の二第十四項」に、「の属する」を「を含む」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（支払調書等の提出の特例）

第十九条の十六　法第四十二条の二の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条の規定の例による。

2　調書等を提出すべき者が法第四十二条の二の二第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条の規定の例による。

3　法第四十二条の二の二第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。

4　法第四十二条の二の二第一項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

5　施行令第二十七条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の三第一項に規定する申請書の提出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二　法第四十二条の二の二第二項の承認を受けようとする旨

三　法第四十二条の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等の種類

四　法第四十二条の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等の規格

五　その他参考となるべき事項

第二十条の二の二を第二十条の二の三とし、第二十条の二の次に次の一条を加える。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の二の二　施行令第二十七条の五の二第四項に規定する財務省令で定める設備は、インバーター（制御指令信号に基づき交流電動機の出力軸の回転数を変化させることにより電力負荷を調整する機能を有するもので、半導体スイッチング素子を用いたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）とする。

2　施行令第二十七条の五の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第二十七条の五の二第五項第一号に掲げる建築物　同号に定める基準を満たすものであることにつき当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十四条第一項に規定する所管行政庁が確認した旨を証する書類

二　施行令第二十七条の五の二第五項第二号に掲げる建築物　同号に定める基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する書類

第二十条の六から第二十条の八までを次のように改める。

第二十条の六　削除

（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十条の七　施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所（当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しとする。

2　法第四十二条の十二第一項第一号に規定する財務省令で定める理由は、同項の規定の適用を受けようとする法人の都合による雇用対策法施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

（公害防止用設備の特別償却）

第二十条の八　施行令第二十八条第二項に規定する財務省令で定める物質は、土壌汚染対策法施行令第一条第二十一号に掲げる物質とする。

第二十条の十第一項中「第四十四条の三第一項の」を「第四十四条の二第一項の」に改め、同項第一号中「第四十四条の三第一項第一号」を「第四十四条の二第一項第一号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成二十三年法律第四十八号）による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）」に改め、同項第二号中「第四十四条の三第一項第二号」を「第四十四条の二第一項第二号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同項第三号中「第四十四条